

荒川下流河川敷利用ルールについてのよくある質問(FAQ)

平成26年3月31日作成
平成27年12月1日修正
平成30年1月1日修正
令和3年1月1日修正
令和4年7月1日修正
令和5年12月20日修正

＜禁止行為＞

①ゴミの不法投棄は禁止です。

番号	質 問	回 答
1	飲食物、ペットボトル及び花火のゴミなどの不法投棄は、法令等で禁止されていますか。	「ゴミの不法投棄」には、飲食物、ペットボトル及び花火の残骸等を捨てる行為も含め法律等で禁止しています。 なお、市区によっては、ポイ捨て禁止条例等を設けて禁止しているところもあります。 【参考】 葛飾区…葛飾区きれいで清潔なまちをつくる条例 墨田区…墨田区路上喫煙等禁止条例 足立区…足立区歩行喫煙防止及びまちをきれいにする条例 北 区…東京都北区路上喫煙の防止等に関する条例 川口市…川口市飲料容器等の散乱の防止に関する条例 戸田市…戸田市ポイ捨て等及び歩行喫煙をなくす条例

②たき火やゴミの焼却は禁止です。

1	河川に釣りに来ていて、暖をとるために火をたいてはいけませんか。	河川敷の枯草が延焼する火災などが後を絶ちません。 たき火などを河川で行うことは、火勢により護岸などの河川管理施設を損傷したり、火災を発生させる恐れが高いため、禁止しています。
---	---------------------------------	--

③犬のノーリードやペットなどのフンの放置は禁止です。

1	巻き取り式のリードを必要以上に伸ばして河川敷道路を散歩している人を見かけますが、リードが細く自転車で走っていると見分けができなく危険なので、やめさせてもらえませんか。	リードを装着している点ではノーリードとは言えないのかもしれませんが、通行の妨げになる場合がありますので、河川巡視等で注意します。
---	---	--

④自動車及びオートバイの河川敷への進入は禁止です(管理者の許可がある場合を除く)。

1	河川敷に進入が許される「管理者の許可がある場合」とは、どのような車両ですか。	①警察や消防などの緊急用車両、②工事用車両、③公園やグラウンドなど国交省の許可を受けて設置している施設管理者の車両、④河川敷駐車場への乗り入れる車両、⑤その他、河川管理者の許可を受けた車両
2	電動キックボードを河川敷の道路に乗り入れて運転できますか？	電動キックボードを荒川下流部の河川敷内の道路に乗り入れて運転することは認められません。
3	なぜ電動キックボードの乗り入れを禁止しているのですか？	電動キックボードは法令により原動機付自転車とされています。 荒川の笹目橋から河口までの区間では、自動車、自動二輪車、原動機付自転車を堤防と緊急河川敷道路などの河川管理施設に乗り入れることを禁止しています。 このため、電動キックボードを荒川下流部の河川敷内の道路へ乗り入れることを禁止しています。
4	免許が不要な電動キックボードも乗り入れ禁止の対象ですか？	16歳以上で免許が不要となる電動キックボードも法令により原動機付自転車(特例小型並びに特例特定小型)となることから乗り入れ禁止となります。

危険行為:②バーベキューや煮炊きなどは行わない。

1	荒川の河川敷でバーベキューをすることはできますか？	バーベキューは、火災やゴミの不法投棄の原因となること。また、騒音などにより近隣住民や他の河川利用者に迷惑をかける恐れがあることから行わないこととしています。 ただし、「指定場所」では、例外として行うことができます。
---	---------------------------	--

危険行為:③無人航空機及び模型航空機(ドローン・ラジコン機等)は飛ばさない。

1	無人航空機(ドローン・ラジコン機等)を飛ばすことはできますか。	無人航空機(ドローン・ラジコン機等)については、墜落事故に伴う危険性(人身事故・火災)が高いことから飛ばさないこととしています。但し、利用目的について 公共性が高く 、飛行エリアの安全が確保できる場合は、飛行することが可能となります。
2	動力装置のない飛行機(グライダー)や有線制御(Uコン)飛行機を飛ばすことはできますか。	動力装置のないグライダーや有線制御(Uコン)飛行機に類するものについても危険迷惑行為として飛ばさないこととしています。グライダー等であっても墜落の危険性があり、また、滑空時には他の利用者に恐怖感を与え、近寄ることを妨げることに繋がりますので飛ばさないこととしています。
3	無人飛行機は飛ばさないこととしているが、その他のラジコン(車、船)はできますか。	他の利用者の迷惑とならないよう、人の多い場所では使用を避けるなどマナーを守った使用をお願いします。
4	航空法の対象となっていない模型航空機(100g未満)を飛ばすことはできますか。	模型航空機についても無人航空機と同じ理由で飛行させることはできません。
5	無人航空機を飛ばすためには、どのような手続きが必要ですか。	無人航空機を飛ばすことは原則禁止です。ただし利用目的について公共性が高く、飛行エリアの安全が確保でき、占用地においては占用户、その他においては荒川下流河川事務所の確認を受けている場合は、飛行することが例外的に可能となります。 その場合は、笹目橋から西新井橋の間は、岩淵出張所、西新井橋から河口の間は、小名木川出張所へ下記の書類を提出して下さい。 提出が必要な書類は以下のとおりです。 ・一時使用届 ・無人航空機飛行計画書(安全を確保するため設定する一般利用者の立入禁止区域を示した図、これを担保する保安要員及び看板の設置計画図、緊急時の連絡体制を記載した資料、航空法に基づく許可及び承認を受けている場合は、届出時に許可書、承認書及び航空法の許可申請時に提出した無人航空機飛行マニュアルの写し) ・占用地の使用承諾書類写し(飛行エリアが占用地を含む場合) 巡視員等が、現地において無人航空機の飛行を確認した場合に、一時使用届が受理されていることを現場で確認するので、受理印を押印した一時使用届の写しを現場の見やすい場所に掲示しておいて下さい。 https://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00880.html

危険行為:ただし書き

1	「指定場所」とはどのような場所をいうのですか？	危険行為として定めていることを行うことができる場所として、河川管理者や公園等の管理者が認めた場所です。具体的には、各自治体、団体が占有している運動場及びゴルフ場、バーベキューができる場所は、板橋区、北区、江戸川区、川口市において各自治体が設置しています。詳細は各市区役所へお問い合わせください。 なお、ドローンについては指定場所は現在のところありません。(参考) http://www.ktr.mlit.go.jp/arage/arage00098.html
---	-------------------------	--

迷惑行為:他の者に迷惑をかける騒音は出さない。

1	「他の者に迷惑をかける騒音」とはどのようなものを指しますか？	時間帯や場所にもよりますが、他の河川利用者が不快と感じる音や近隣住民の方の安眠や快適な生活の妨げになる音です。
---	--------------------------------	---

迷惑行為:22時から翌朝6時まで花火をしない。

1	花火をすることはできますか？	花火については、指定した時間以外は原則自由に利用することができます。 但し、花火の種類にかかわらず、騒音などにより河川利用者や近隣住民に迷惑をあたえるものは、ご遠慮していただいております。 周囲の迷惑にならない、かつ、公序良俗に反しない節度ある利用及び自己責任(事故・苦情等の解決)を念頭において、快適な河川空間を皆が共有できるような河川利用をお願いします。
2	ロケット花火などの打ち上げ花火も指定した時間以外ならば使用できますか？	音の出る花火は、どのようなものか具体的に定められたものではありません。花火に限らず、ルール上、他の者に迷惑をかける騒音は出さないとしていますので、これらを踏まえて、ご自身で花火の種類は選定して下さい。
3	何か届出などが必要ですか？	家族や友人同士などの少人数で個人的に花火をする場合は、河川管理者への届出などの手続きは必要ありません。
4	場所の制約がありますか？	燃えやすいもの(枯草等)の近くは避け、水の入ったバケツなどを用意して火の後始末をし、ゴミを持ち帰ってください。 なお、具体的な場所をお問い合わせいただいてもお答えしかねますので、ご自身で適切な場所を選んで行ってください。 また、公園やグラウンド等自治体が管理しているところでは禁止されている場合がありますので、それら施設管理者(自治体等)にもご確認ください。
5	その他注意しなければならないことがありますか？	燃えやすいもの(枯草等)の近くは避け、水の入ったバケツなどを用意して火の後始末をし、ゴミを持ち帰ってください。 花火の音にもご配慮をお願いします。大声で騒いだり、周りの迷惑となることはやめましょう。

<マナー>

①自転車、歩行者等は、お互いに接触しないよう十分に配慮しましょう。特に自転車は衝突した際、大事故につながることもあるので注意し、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行しましょう。

1	土手下の道路はサイクリング道路ではないのですか？	土手下の道路及び堤防上の道路等はいずれもサイクリング道路ではなく、災害時の救助救命活動や緊急物資輸送を目的に整備された「緊急用河川敷道路」です。緊急時以外は開放されていますが、利用される場合はお互いに十分に配慮してください。特に自転車は、周辺に歩行者がいるときは歩行者を優先して徐行してください。
---	--------------------------	--

②河川敷の道路に自転車を停めたり、荷物などを置いたり、キャッチボールをするなど通行の妨げとなることはやめましょう。

1	自転車の高速走行を防ぐために、河川敷道路にカラーコーンを設置してはいけませんか？	河川敷道路に物を置くことは、他の河川利用者の妨げになるばかりでなく、河川管理用車両や緊急用車両等の通行の妨げになるのでやめて下さい。
2	「キャッチボールなど」のなどとは他にどんなものが含まれるのですか？	この項目は、他の河川利用の障害となる行為について説明したもので、例えば、サッカーのパス練習をしたり、座り込んで応援をすることなどです。
3	河川敷の道路でローラースケート、スケートボード等はできますか？	他の河川利用者の障害とならない利用をお願いします。特に近隣住民の迷惑とならないよう、スケートボードの音にも配慮をお願いします。

<その他>

1	このルールの違反者には、どのような対応をするのですか？	違反者に対しては、その行為の中止するよう注意や指導、呼びかけなどを行います。 法律で禁止されている行為において常習的なものや悪質なものは、警察に通報しますが、それ以外の危険や迷惑を及ぼす行為は、荒川下流部のルールを知ってもらうための周知啓発を引き続き行うとともに、河川巡視や警察 沿川自治体との連携を強化していきます。
2	ここに記載されていないけれども、迷惑を被っている行為については、どうしたらいいですか？	荒川下流河川事務所占用調整課、管理課、岩淵出張所、小名木川出張所、各市区の施設管理者に連絡し、場所や状況を教えて下さい。 対応としては、河川巡視を強化し、その迷惑行為を発見すれば注意や指導を行います。行為者が特定できない場合でも、行われている場所に看板を設置し、注意喚起を行います。